

佐賀県告示第 178 号

佐賀県都市計画法施行条例（平成 15 年佐賀県条例第 25 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、同号に掲げる基準に適合する土地の区域を次のとおり指定した。

平成 30 年 4 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定した土地の名称

鳥栖市江島地区

2 指定した土地の区域

鳥栖市江島町の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土整備部都市計画課及び東部土木事務所管理課並びに鳥栖市企画政策部まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）